



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *37 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1
- *38 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (")..... 16

規 則

和歌山県規則第37号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。				(局、課及び班) 第6条 和歌山県部設置に関する条例により設置された次の表に掲げる部に、それぞれ同表に掲げる局及び課を置き、当該課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。			
部	局	課	班	部	局	課	班
略	略			略	略		
企画部	企画政策局	略		企画部	企画政策局	略	
		紀の国わかやま文化祭推進局	総務企画課			総務企画班 行幸啓班	略
		事業推進課	県事業推進班 事業支援班 障害者芸術文化班				
略	略			略	略		
福祉保健部	福祉保健政策局	略		福祉保健部	福祉保健政策局	略	
		長寿社会課	略			ねんりんピック推進課	総務企画班 宿泊・輸送班

	略	略
略	略	

(課の中に置く室等)
 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	略
略	
長寿社会課	略
略	略
商工観光労働総務課	償還指導室
略	

2・3 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)
 第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略
 行政改革課
 行政改革課は、行政運営の効率化及び行政組織の最適化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5)・(6) 略
 人事課～災害対策課 略

(企画部各課の任務及び所掌事務)
 第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課 略
 文化学術課
 文化学術課は、文化及び学術の振興並びに私立学校の健全な発展を支援することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(12) 略

(13) 略
 国際課～情報政策課 略

総務企画課
 総務企画課は、第36回国民文化祭・わかやま2021及び第21回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会(以下「紀の国わかやま文化祭」という。)を開催するために必要な総合調整を行い、機運を醸成するとともに、宿泊・輸送などの環境を整えることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 紀の国わかやま文化祭の開催に必要な企画及び総合調整に関すること。

	略	略
略	略	

(課の中に置く室等)
 第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	略
文化学術課	国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室
略	
長寿社会課	略
ねんりんピック推進課	式典・事業室
略	略
商工観光労働総務課	償還指導室 PFI推進室
略	

2・3 略

(総務部各課の任務及び所掌事務)
 第15条 総務部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略
 行政改革課
 行政改革課は、行政運営の効率化及び行政組織の最適化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略
 (5) 事務の見直し支援に関すること。

(6)・(7) 略
 人事課～災害対策課 略

(企画部各課の任務及び所掌事務)
 第17条 企画部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課 略
 文化学術課
 文化学術課は、文化及び学術の振興並びに私立学校の健全な発展を支援することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(12) 略
 (13) 第36回国民文化祭及び第21回全国障害者芸術・文化祭の開催準備に関すること。

(14) 略
 国際課～情報政策課 略

- (2) 紀の国わかやま文化祭の広報及び県民運動に関すること。
- (3) 紀の国わかやま文化祭の開催に必要な宿泊・輸送に関すること。
- (4) 紀の国わかやま文化祭の開催に必要なボランティアに関すること。
- (5) 紀の国わかやま文化祭の企業協賛に関すること。
- (6) 行幸啓に関すること。
- (7) その他任務の達成に必要なこと。

事業推進課

事業推進課は、紀の国わかやま文化祭の事業の企画及び適切な運営を行い、県民の文化力の向上を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 紀の国わかやま文化祭の開会式及び閉会式に関すること。
- (2) 紀の国わかやま文化祭の県主催事業に関すること。
- (3) 紀の国わかやま文化祭の市町村及び文化団体主催事業に関すること。
- (4) 紀の国わかやま文化祭の障害者芸術・文化事業に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

地域政策課 略

移住定住推進課

移住定住推進課は、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1)・(2) 略
- (3) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)の施行に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)

(4)~(7) 略

総合交通政策課~人権施策推進課 略

第18条 略

2 略

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

環境生活総務課 略

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(15) 略

- (16) 和歌山県ごみの散乱防止に関する条例(令和2年和歌山県条例第13号)の施行に関すること。

(17)・(18) 略

環境管理課~青少年・男女共同参画課 略

食品・生活衛生課

食品・生活衛生課は、食の安全・安心及び生活衛生の確保並びに動物の愛護及び適正管理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(25) 略

- (26) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)の施行に関すること(輸出証明書のうち衛生証明書の発行に関することに限る。)

(27) 略

地域政策課 略

移住定住推進課

移住定住推進課は、過疎地域の再生・活性化を図り、定住を推進するとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)・(2) 略

(3)~(6) 略

総合交通政策課~人権施策推進課 略

第18条 略

2 略

- 3 国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室においては、文化学術課の所掌事務のうち、前条文化学術課の項第13号に掲げる事務を所掌する。

(環境生活部各課の任務及び所掌事務)

第19条 環境生活部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

環境生活総務課 略

循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(15) 略

(16)・(17) 略

環境管理課~青少年・男女共同参画課 略

食品・生活衛生課

食品・生活衛生課は、食の安全・安心及び生活衛生の確保並びに動物の愛護及び適正管理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)~(25) 略

(26) 略

第20条 略

2 廃棄物指導室においては、循環型社会推進課の所掌事務のうち、前条循環型社会推進課の項第2号(産業廃棄物の保管の届出に関するものに限る。)、第5号、第6号、第14号、第15号及び第16号に掲げる事務を所掌する。

3 略

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健総務課～長寿社会課 略

障害福祉課・医務課 略

健康推進課

健康推進課は、健康対策を推進し、県民の健康保持・増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5) 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成30年法律第105号)の施行に関すること。

(6)～(11) 略

(12) アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)の施行に関すること。

(13)～(21) 略

(22) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)の施行に関すること。

(23)～(26) 略

国民健康保健課 略

薬務課

薬務課は、医薬品等の安定供給と安全性の確保及び薬物の乱用防止を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(3) 略

(4) 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、あへん法(昭和29年法律第71号)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助成する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)の施行に関すること。

(5)～(14) 略

第22条 略

2 略

第20条 略

2 廃棄物指導室においては、循環型社会推進課の所掌事務のうち、前条循環型社会推進課の項第2号(産業廃棄物の保管の届出に関するものに限る。)、第5号、第6号、第14号及び第15号に掲げる事務を所掌する。

3 略

(福祉保健部各課の任務及び所掌事務)

第21条 福祉保健部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健総務課～長寿社会課 略

ねんりんピック推進課

ねんりんピック推進課は、第32回全国健康福祉祭(以下「ねんりんピック」という。)を開催するために必要な準備を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) ねんりんピックの開催に必要な企画に関すること。

(2) ねんりんピックの広報及び県民運動に関すること。

(3) ねんりんピックの開催に必要な宿泊・輸送及び警備対策に関すること。

(4) ねんりんピックの総合開会式及び総合閉会式の開催並びに県主催行事に関すること。

(5) お成りに関すること。

(6) その他任務の達成に必要なこと。

障害福祉課・医務課 略

健康推進課

健康推進課は、健康対策を推進し、県民の健康保持・増進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(4) 略

(5)～(10) 略

(11)～(19) 略

(20)～(23) 略

国民健康保険課 略

薬務課

薬務課は、医薬品等の安定供給と安全性の確保及び薬物の乱用防止を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(3) 略

(4) 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、大麻取締法(昭和23年法律第124号)、あへん法(昭和29年法律第71号)及び国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助成する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第34号)の施行に関すること。

(5)～(14) 略

第22条 略

2 式典・事業室においては、ねんりんピック推進課の所掌事務のうち、前条ねんりんピック推進課の項第4号及び第5号に掲げる事務を所掌する。

3 略

第24条 略

2 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

農林水産総務課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(18) 略

(19) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)の施行に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)

(20) 略

食品流通課 略

農業農村整備課

農業農村整備課は、農業・農村の整備を行い、活力ある農村づくりを図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)の施行に関する事

(12)～(14) 略

果樹園芸課～資源管理課 略

第26条 略

2 里地・里山振興室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第15号から第19号までに掲げる事務を所掌する

3 略

(課の設置)

第38条 健康福祉部に、次の課を置く。

総務福祉課

保健課

衛生環境課

2 略

(総務福祉課の所掌事務)

第39条 総務福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 児童福祉法による福祉の措置に関する事

(16) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に関する実状の把握、相談及び指導並びにこれらに付随する業務に関する事

(17) 高齢者福祉に関する事

(18) 老人福祉法による福祉の措置等の実施における市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事

(19) 介護保険に関する事

(20) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する事

(21) 公的介護施設等の計画的な整備等に関する事

(22) 母子父子寡婦福祉資金等の貸付け及び償還に関する事

(23) 児童福祉に関する事

(24) 保育所及び児童館に関する事

(25) 児童扶養手当に関する事

第24条 略

2 PFI推進室においては、商工観光労働総務課の所掌事務のうち、前条商工観光労働総務課の項第9号に掲げる事務を所掌する。

3 略

(農林水産部各課の任務及び所掌事務)

第25条 農林水産部各課の任務及び所掌事務は、次のとおりとする。

農林水産総務課

農林水産総務課は、農林水産施策の総合調整を行い、農林水産業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(18) 略

(19) 略

食品流通課 略

農業農村整備課

農業農村整備課は、農業・農村の整備を行い、活力ある農村づくりを図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1)～(10) 略

(11)～(13) 略

果樹園芸課～資源管理課 略

第26条 略

2 里地・里山振興室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第15号から第18号までに掲げる事務を所掌する

3 略

(課の設置)

第38条 健康福祉部に、次の課を置く。

総務健康安全課

保健福祉課

衛生環境課

2 略

(総務健康安全課の所掌事務)

第39条 総務健康安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

- (26) 児童虐待防止に関すること。
- (27) 少子化対策に関すること。
- (28) 女性保護に関すること。
- (29) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (30) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (31) 身体障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (32) 知的障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (33) 児童福祉法に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること（障害児の福祉に関するものに限る。）。
- (34) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の認定及び支給等に関すること。
- (35) あいサポート運動の推進に関すること。
- (36) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における指定障害福祉サービス事業者の指導及び監査に関すること。
- (37) 福祉のまちづくりに関すること（他の部が所掌するものを除く。）。
- (38) 社会福祉統計に関すること。
- (39) 児童福祉法における指定障害児通所支援事業者の指導及び監査に関すること。
- (40) 障害児虐待の防止に関すること。
- (41)・(42) 略

(保健課の所掌事務)

第40条 保健課の所掌事務は、福祉及び保健に関する一体的な施策の推進の企画、調整及び指導に関することとする。

- (15)・(16) 略

(保健福祉課の所掌事務)

第40条 保健福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法による福祉の措置に関すること。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に関する実状の把握、相談及び指導並びにこれらに付随する業務に関すること。
- (3) 高齢者福祉に関すること。
- (4) 老人福祉法による福祉の措置等の実施における市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関すること。
- (7) 公的介護施設等の計画的な整備等に関すること。
- (8) 母子父子寡婦福祉資金等の貸付け及び償還に関すること。
- (9) 児童福祉に関すること。
- (10) 保育所及び児童館に関すること。
- (11) 児童扶養手当に関すること。
- (12) 児童虐待防止に関すること。
- (13) 少子化対策に関すること。
- (14) 女性保護に関すること。
- (15) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (16) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。
- (17) 身体障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関すること。

(所管区域の特例)
第42条 第39条第13号、第15号及び第16号に掲げる事務については、第31条及び第32条の規定にかかわらず、市をその所管区域にしない。

(農林水産振興課の所掌事務)
第46条 略
2 略
3 海草振興局農林水産振興部、伊都振興局農林水産振興部、有田振興局農林水産振興部、日高振興局農林水産振興部及び西牟婁振興局農林水産振興部の農林水産振興課においては、第1項に規定する事務のほか、世界農業遺産及び日本農業遺産に関する事務を所掌する。
4 略

(農地課の所掌事務)
第48条 農地課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(18) 略
(19) 棚田地域振興法の施行に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)
(20) 略

(課の設置)
第51条 建設部に次の課を置く。

区分	課名
略	
伊都振興局建設部	総務調整課 用地課 管理保全課 工務課
略	

2 略

(総務調整課の所掌事務)
第51条の2 略
2 略
3 西牟婁振興局建設部総務調整課においては、第1項に規定する事務のほか、南紀白浜空港施設の整備、管理及び運営に関する事務を所掌す

- (18) 知的障害者福祉法による援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事。
- (19) 児童福祉法に関する市町村相互間の連絡調整及び市町村への助言等に関する事(障害児の福祉に関するものに限る。)
- (20) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による福祉手当の認定及び支給等に関する事
- (21) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における指定障害福祉サービス事業者の指導及び監査に関する事。
- (22) 福祉のまちづくりに関する事(他の部が所掌するものを除く。)
- (23) 社会福祉統計に関する事。
- (24) 児童福祉法における指定障害児通所支援事業者の指導及び監査に関する事。
- (25) 障害児虐待の防止に関する事。

(所管区域の特例)
第42条 次の各号に掲げる事務については、第31条及び第32条の規定にかかわらず、市をその所管区域にしない。

- (1) 第39条第13号に掲げる事務
- (2) 第40条第1号及び第2号に掲げる事務

(農林水産振興課の所掌事務)
第46条 略
2 略
3 略

(農地課の所掌事務)
第48条 農地課の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(18) 略
(19) 略
2 有田振興局農林水産振興部農地課においては、前項に規定する事務のほか、第60条第1号及び第2号に規定する事務を所掌する。

(課の設置)
第51条 建設部に次の課を置く。

区分	課名
略	
伊都振興局建設部	総務調整課 用地課 管理保全課 工務課 農林道課
略	

2 略

(総務調整課の所掌事務)
第51条の2 略
2 略

4 ^{る。}略

(用地課の所掌事務)

第54条 略

2 東牟婁振興局新宮建設部用地課においては、前項に規定する事務のほか、新宮紀宝道路及び新宮道路の建設に伴う地元市町との調整及び用地取得に関する事務を所掌する。

(管理保全課の所掌事務)

第55条 略

2 略

(工務課の所掌事務)

第56条 略

2 那賀振興局建設部工務課及び伊都振興局建設部工務課においては、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農業農村整備事業（県営農道整備事業に限る。）に関すること。
- (2) 土地改良財産（県営農道施設に限る。）等に関すること。
- (3) 県営林道事業に関すること。

(建築課の所掌事務)

第57条 略

2 西牟婁振興局建設部建築課においては、前項に規定する事務のほか、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内における次に掲げる事務を所掌する。

(1)～(3) 略

第60条 削除

(出張所等の設置)

第63条 略

2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
略	略	略
那賀振興局建設部	紀の川流域下 水道事務所	岩出市

3 略

(用地課の所掌事務)

第54条 略

2 東牟婁振興局新宮建設部用地課においては、前項に規定する事務のほか、新宮紀宝道路の建設に伴う地元市町との調整及び用地取得に関する事務を所掌する。

(管理保全課の所掌事務)

第55条 略

2 略

3 西牟婁振興局建設部管理保全課においては、第1項に規定する事務のほか、南紀白浜空港の管理に関する次の事務を所掌する。

- (1) 南紀白浜空港施設の整備、管理及び運営に関すること（西牟婁振興局建設部建築課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 南紀白浜空港の利便性の向上に関すること。

(工務課の所掌事務)

第56条 略

2 海草振興局建設部工務課、那賀振興局建設部工務課及び東牟婁振興局申本建設部工務課においては、前項に規定する事務のほか、第60条に規定する事務を所掌する。

(建築課の所掌事務)

第57条 略

2 西牟婁振興局建設部建築課においては、前項に規定する事務のほか、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内における次に掲げる事務を所掌する。

- (1)～(3) 略
- (4) 南紀白浜空港施設の整備、管理及び運営に関すること（西牟婁振興局建設部管理保全課の所掌に属するものを除く。）。

(農林道課の所掌事務)

第60条 農林道課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農業農村整備事業（県営農道整備事業に限る。）に関すること。
- (2) 土地改良財産（県営農道施設に限る。）等に関すること。
- (3) 県営林道事業に関すること。

(出張所等の設置)

第63条 略

2 出張所等の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
略	略	略
那賀振興局建設部	紀の川流域下 水道事務所	岩出市
伊都振興局建設部	国道橋本建設 事務所	橋本市

略

3・4 略

5・6 略

(出張所等の所掌事務)

第64条 略

2 略

3・4 略

5 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 近畿自動車道紀勢線(すさみ町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関する事。
- (3) 近畿自動車道紀勢線(すさみ町と那智勝浦町の間に限る。)の建設に伴う用地取得事務に関する事。
- (4) 略

(内部組織)

第134条 保健所に、次の課を置く。

総務福祉課

保健課

衛生環境課

2 略

(総務福祉課の所掌事務)

第135条 総務福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(4)・(5) 略

(保健課の所掌事務)

第136条 保健課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉及び保健に関する一体的な施策の推進の企画、調整及び指導に関する事。
- (2) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。
- (3) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
- (4) 医事に関する事。
- (5) 地域保健医療計画に関する事。
- (6) 地域医療に関する事。
- (7) 医師、看護師等医療従事者の養成に関する事。

略

3・4 略

5 伊都振興局建設部国道橋本建設事務所に別表第7に掲げるグループを置く。

6・7 略

(出張所等の所掌事務)

第64条 略

2 略

3 伊都振興局建設部国道橋本建設事務所の所掌事務は、国道371号橋本バイパス改築事業に伴う工事及び地元との調整に関する事とする。

4・5 略

6 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 近畿自動車道紀勢線(すさみ町と串本町の間に限る。)の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関する事。
- (3) 近畿自動車道紀勢線(すさみ町と串本町の間に限る。)の建設に伴う用地取得事務に関する事。
- (4) 略

(内部組織)

第134条 保健所に、次の課を置く。

総務健康安全課

保健福祉課

衛生環境課

2 略

(総務健康安全課の所掌事務)

第135条 総務健康安全課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(3) 略
- (4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事。
- (5) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事。
- (6) 医事に関する事。
- (7) 地域保健医療計画に関する事。
- (8) 地域医療に関する事。
- (9) 医師、看護師等医療従事者の養成に関する事。
- (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事。
- (11) 予防接種法に関する事。
- (12) 細菌学的検査及び臨床検査に関する事。
- (13) 健康危機管理に関する事。
- (14) 肝炎対策に関する事。
- (15)・(16) 略

(保健福祉課の所掌事務)

第136条 保健福祉課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。
- (9) 予防接種法に関すること。
- (10) 細菌学的検査及び臨床検査に関すること。
- (11) 健康危機管理に関すること。
- (12) 肝炎対策に関すること。
- (13)～(19) 略
- (20) 精神保健及び精神障害者福祉並びに自殺対策及びギャンブル等依存症対策に関すること
- (21) 略

(衛生環境課の所掌事務)
 第137条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(19) 略
 (20) 麻薬、向精神薬、覚醒剤等の取締りに関すること。
 (21)～(23) 略

(支所の設置)
 第138条 略
 2 略
 3 新宮保健所申本支所の所掌事務は、地域福祉課にあっては第135条並びに第136条第16号及び第19号から第21号まで、保健環境課にあっては第136条第1号から第15号まで、第17号及び第18号並びに第137条に準じる。

(名称、担任意務及び所管課室)
 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担任意務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担任意務	所管課室
略		
和歌山県農業農村振興委員会	略	略
略		

(部長、課長等)
 第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		

- (1)～(7) 略
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること
- (9) 略

(衛生環境課の所掌事務)
 第137条 衛生環境課の所掌事務は、次のとおりとする。
 (1)～(19) 略
 (20)～(22) 略

(支所の設置)
 第138条 略
 2 略
 3 新宮保健所申本支所の所掌事務は、地域福祉課にあっては第135条第1号から第3号まで、第15号及び第16号並びに第136条第4号及び第7号から第9号まで、保健環境課にあっては第135条第4号から第14号まで、第136条第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第137条に準じる。

(名称、担任意務及び所管課室)
 第210条 法令及び条例により設置された附属機関の名称、担任意務及び所管課室は、次のとおりである。

名称	担任意務	所管課室
略		
和歌山県農業農村振興委員会	略	略
和歌山県卸売市場審議会	卸売市場法第71条の規定により知事の諮問に応じ県における卸売市場の整備を図るための計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項の調査審議に関する事務	食品流通課
略		

(部長、課長等)
 第211条 次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		

局	局長	上司の命を受け、当該局（総務部総務管理局にあっては行政改革課を除き、企画部企画政策局にあっては国際課及び情報政策課を除き、環境生活部県民局にあっては食品・生活衛生課を除き、商工観光労働部商工労働政策局にあっては労働政策課を除く。）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

局	局長	上司の命を受け、当該局（総務部総務管理局にあっては行政改革課を除き、企画部企画政策局にあっては国際課を除き、総合交通政策課を含み、同部地域振興局にあっては総合交通政策課を除き、環境生活部県民局にあっては食品・生活衛生課を除き、福祉保健部福祉保健政策局にあっては、ねんりんピック推進課を除き、商工観光労働部商工労働政策局にあっては労働政策課を除く。）に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
略		

- 2 略
 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

- 2 略
 3 第1項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
企画部	略	略
	情報政策担当参事	上司の命を受け、情報政策に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
	紀の国わかやま文化祭担当参事	上司の命を受け、紀の国わかやま文化祭の開催に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略	略	
福祉保健部	技監	略
略		

組織	職	職務
略		
企画部	略	略
	政策統括参事	上司の命を受け、情報政策及び総合交通政策に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略	略	
福祉保健部	技監	略
	ねんりんピック担当参事	上司の命を受け、第32回全国健康福祉祭の開催準備に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
略		

国際課	略	略
循環型社会推進課廃棄物指導室	環境指導員	上司の命を受け、環境保全に関する業務に従事する。
略		

(所長、課長等)

第212条 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
高等看護学院	教務主幹	略
略		

(主事、技師等)

第216条 略

2 略

3 前2項に定めるもののほか、必要に応じて、本庁等に会計年度任用職員(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年和歌山県条例第25号)第2条第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)の職を置き、その職務は、上司の命を受け、特定の事務に従事するものとする。

(補職)

第219条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

略		
岩出保健所所長	技術職員である那賀振興局参事	
略		

2～4 略

別表第5 (第38条、第43条、第220条関係) 振興局健康福祉部のグループ

区分	支所及び課名	グループ名
海草振興局健康福祉部	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉

国際課	略	略
略		

(所長、課長等)

第212条 略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる地方機関の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略		
高等看護学院	教務主幹 総括教務主任	略
略		

(主事、技師等)

第216条 略

2 略

3 前2項に定めるもののほか、必要に応じて、本庁等に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
事務嘱託	上司の命を受け、特定の事務に従事する。
技術嘱託	上司の命を受け、特定の技術に従事する。

(補職)

第219条 次の表の左欄に掲げる職は、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

略		
岩出保健所所長	技術職員である那賀振興局健康福祉部副部長	
略		

2～4 略

別表第5 (第38条、第43条、第220条関係) 振興局健康福祉部のグループ

区分	支所及び課名	グループ名
海草振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康

		グループ			安全グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ		保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略		略	略
那賀振興局健康福祉部	総務福祉課	総務グループ 福祉グループ	那賀振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務健康安全グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ		保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略		略	略
伊都振興局健康福祉部	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ	伊都振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ		保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略		略	略
有田振興局健康福祉部	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ	有田振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ		保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略		略	略
日高振興局健康福祉部	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ	日高振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ		保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略		略	略
西牟婁振興局健康福祉部	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ	西牟婁振興局健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ		保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ

	略	略
東牟婁振興局 健康福祉部	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ
	略	略
略	略	略

	略	略
東牟婁振興局 健康福祉部	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略
略	略	略

別表第7 (第51条、第63条、第67条、第220条関係)
振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名	グループ名
海草振興局建設部	略	
	海南工事事務所	総務調整グループ 用地グループ
	略	略
略	略	
伊都振興局建設部	略	
	工務課	略
略	略	

別表第7 (第51条、第63条、第67条、第220条関係)
振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名	グループ名
海草振興局建設部	略	
	海南工事事務所	総務調整グループ 用地グループ 有田海南道路用地グループ
	略	略
略	略	
伊都振興局建設部	略	
	工務課	略
	農林道課	農林道グループ
	国道橋本建設事務所	建設グループ
略	略	

別表第9 (第134条、第138条関係)
保健所のグループ

区分	支所及び課名	グループ名
岩出保健所	総務福祉課	総務グループ 福祉グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ
	略	略
橋本保健所	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉

別表第9 (第134条、第138条関係)
保健所のグループ

区分	支所及び課名	グループ名
岩出保健所	総務健康安全課	総務健康安全グループ
	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略
橋本保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康

		グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ
	略	略
海南保健所	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ
	略	略
湯浅保健所	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ
	略	略
御坊保健所	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ
	略	略
田辺保健所	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ
	略	略
新宮保健所	総務福祉課	総務・保護グループ 福祉グループ
	保健課	保健グループ 健康グループ

		安全グループ
	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略
海南保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略
湯浅保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略
御坊保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略
田辺保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ
	略	略
新宮保健所	総務健康安全課	総務・保護グループ 健康安全グループ
	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ

	略		略		略		略
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第17条移住定住推進課の項の改正規定 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）の施行の日
- (2) 第210条の改正規定 令和2年6月21日

和歌山県規則第38号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する</p> <p><u>(1)～(8) 略</u></p> <p><u>(9)～(16) 略</u></p> <p><u>(17) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する次のこと。</u> <u>ア 第8条第1項の規定による健康被害情報の届出の受理</u> <u>イ～ケ 略</u></p> <p><u>(18)～(23) 略</u></p> <p><u>(24) 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号）に関する次のこと。</u> <u>ア～コ 略</u> <u>サ 第23条第3項の規定による命令</u> <u>シ 略</u></p> <p><u>(25)～(32) 略</u></p> <p><u>(33) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関する次のこと。</u> <u>ア・イ 略</u> <u>ウ 第29条第2項の規定による喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出命令</u> <u>エ 第31条の規定による指導及び助言</u> <u>オ 第32条第1項、第34条第1項並びに第36条第1項及び第2項の規定による勧告</u> <u>カ 第32条第2項、第34条第2項及び第36条第3項の規定による公表</u> <u>キ 第32条第3項、第34条第3項及び第36条第4項の規定による命令</u> <u>ク 第61条第1項（第66条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特別用</u></p>	<p>(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 母子保健法（昭和40年法第141号）に関する次のこと。</u> <u>ア 第18条の規定による低体重児の届出の受理</u> <u>イ 第19条の規定による未熟児の訪問指導</u> <u>(10)～(17) 略</u></p> <p><u>(18) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に関する次のこと。</u></p> <p><u>ア～ク 略</u></p> <p><u>(19)～(24) 略</u></p> <p><u>(25) 和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成11年和歌山県条例第41号）に関する次のこと。</u> <u>ア～コ 略</u> <u>サ 第23条第5項の規定による命令</u> <u>シ 略</u></p> <p><u>(26)～(33) 略</u></p> <p><u>(34) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関する次のこと。</u> <u>ア・イ 略</u></p> <p><u>ウ 第27条第1項（第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特別用</u></p>

- 途食品の立入検査又は収去
 ケ 第66条第1項の規定による誇大表示の禁止に係る勧告又は同条第2項の規定による当該勧告に係る措置をとるべき命令
- (34) 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第17号)附則第2条第6項から第8項までの規定による届出の受理に関すること。
- (35)～(37) 略
- (38) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に関する次のこと。
 ア 略
 イ 第4条第3項の規定による毒物又は劇物製造業、輸入業及び販売業の登録更新
 ウ～カ 略
 キ 第18条第1項の規定による必要な報告の徴収、立入検査及び収去(第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)
 ク～サ 略
- (39) 略
- (40) 略
- (41) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に関する次のこと。
 ア 第23条第1項、第2項、第24条の2第1項及び第25条第2項の規定による勧告
 イ 第23条第3項の規定による公表
 ウ 第23条第4項、第24条の2第2項、第25条第3項及び第32条の規定による命令
 エ 第24条第1項、第24条の2第3項、第25条第5項及び第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
 オ 第25条第1項の規定による指導又は助言
 カ 第25条第4項の規定による命令及び勧告
 キ・ク 略
- (42)～(49) 略
- (50) 水道法(昭和32年法律第177号)第39条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (51) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に関する次のこと。
 ア 第3条第1項の規定による免許のうち、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の免許
 イ 第4条第1項の規定による免許証の交付のうち、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の免許証の交付
 ウ 第7条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)及び第3項の規定による届出のうち、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の届出の受理
 エ 第8条の規定による免許証の返納のうち、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の免許証の返納の受理
 オ 第9条第1項の規定による免許証の記載事項の変更届のうち、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の免許証の記載事項の変更届の受理並びに同条第2項の規定による麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の免許証の書替え交付
 カ 第10条第1項の規定による免許証の再交付の申請のうち、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の免許証の再交付の申請並びに同条

- 途食品の立入検査又は収去
 エ 第32条第1項の規定による誇大表示の禁止に係る勧告又は同条第2項の規定による当該勧告に係る措置をとるべき命令
- (35)～(37) 略
- (38) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に関する次のこと。
 ア 略
 イ 第4条第4項の規定による毒物又は劇物製造業、輸入業及び販売業の登録更新
 ウ～カ 略
 キ 第17条の規定による必要な報告の徴収、立入検査及び収去(第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)
 ク～サ 略
- (39) 略
- (40) 和歌山県公害防止条例(昭和46年和歌山県条例第21号)に関する次のこと。
 ア 第36条第1項及び第2項の規定による特定建設作業の実施の届出の受理
 イ 第37条第1項及び第2項の規定による騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は作業時間の変更勧告若しくは命令
- (41) 略
- (42) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に関する次のこと。
 ア 第23条第1項、第2項及び第25条第1項の規定による勧告
 イ 第23条第3項、第25条第2項及び第32条の規定による命令
 ウ 第24条第1項及び第33条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
 エ 第25条第3項の規定による命令及び勧告
 オ・カ 略
- (43)～(50) 略

- 第2項の規定による免許証の返納のうち、
麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の免許証の
返納の受理
- キ 第35条第2項の規定による調剤された麻
薬の廃棄の届出の受理
- ク 第50条の27第1項の規定による業務の届
出のうち、特定麻薬等原料卸小売業者の業
務の届出及び届け出た事項の変更の届出の
受理
- ケ 第50条の28第1項及び第2項の規定によ
る届出のうち、特定麻薬等原料卸小売業者
の届出の受理
- コ 第50条の38第1項の規定による麻薬卸売
業者及び麻薬小売業者に対する必要な報告
の徴収、立入検査、質問及び麻薬等の収去
- サ 第50条の38第2項の規定による特定麻薬
等原料卸小売業者に対する必要な報告の徴
収及び実地検査
- (52) 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）に
関する次のこと。
- ア 第30条の14第2項の規定による覚醒剤原
料の廃棄の届出の受理
- イ 第30条の14第3項の規定による覚醒剤原
料の譲受けの届出の受理
- (53) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する
法律（令和元年法律第57号）に関する次のこ
と。
- ア 第15条第2項の規定による輸出証明書の
発行（輸出証明書のうち衛生証明書の発行
に限る。）
- イ 第38条第2項の規定による報告の徴収及
び物件の提出並びに立入調査及び質問

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第18号、第25号及び第42号の改正規定は、令
和2年6月1日から施行する。